標準版例

マテリアル先端リサーチインフラ施設及び設備利用約款

国立大学法人筑波大学数理物質系令和4年4月1日

(適用範囲)

- 第1条 この約款は、国立大学法人筑波大学数理物質系におけるマテリアル先端リサーチインフラ登録設備の利用に関する細則(令和4年4月1日 数理物質系部局細則第 号)(以下「部局細則」という。)第6条第2項の定めにより利用者への通知として付される利用の条件となる。ただし、この約款以外で利用条件を付して利用を許可することは妨げない。
- 2 利用者は、登録設備の利用に際して本約款を遵守する義務を負い、本約款に同意したものとみなす。

(遵守事項)

第2条 利用者は、マテリアル先端リサーチインフラ事業実施委員長(以下、「委員長」という。)の指名する管理責任者の指示を遵守しなければならない。

(知的財産権の範囲)

- 第3条 この約款において、部局細則の「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43 号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権及び外国 におけるこれらの権利に相当する権利
 - 二 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の 登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 三 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報(実験データ、サンプル等の試料及び図面等を含む。)のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、大学と利用者が合意の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)

(利用の申込)

- 第4条 利用者は、別に定める利用課題申請書を提出しなければならない。ただし、利用課題申請書が定められていない場合は、以下の事項を明示して委員長宛てに申込みを行うことができる。
 - 一 利用者全員の氏名、所属、連絡先等
 - 二 研究課題の概要
 - 三 利用を希望するARIM共用設備等の名称等又はARIM共用設備等の利用の目的
 - 四 役務提供、技術補助及び技術代行の希望の有無
 - 五 利用にあたっての遵守事項の承諾
 - 六 利用開始予定日、利用終了予定日及び利用報告の掲出期限
 - 七 その他の必要となる利用条件

(利用の報告)

第5条 利用者は、利用申請書に記載した日までに、利用報告書を提出しなければならない

2 提出された報告書は、これを公開する。

(役務提供、技術補助及び技術代行)

第6条 利用者は、許可の際に通知される利用条件に従い、筑波大学の職員の役務(技術相談、技術代 行、技術補助)の提供を受けることができる。

(データの取扱い)

- 第7条 利用者は、登録設備の利用によって得られたデータの保管等を自ら行う。
- 2 利用者は、登録設備の利用によって得られたデータを複製したデータの全部又は一部を国立大学法人 筑波大学に提供することができる。
- 3 利用者が国立大学法人筑波大学にデータを提供したときは、そのデータを利用することを許諾した ものとする。ただし、利用者は、提供データの品質を保証する責任は負わない。
- 4 国立大学法人筑波大学は、提供されたデータの管理とARIM事業における利用については、重要技術領域「高度なデバイス機能の発言を可能とするマテリアル」に関するハブ機関となる国立大学法人東北大学に委ねるとともに、データ構造化等のために編集したデータをARIM事業内のデータ利用希望者への共用に供する。
- 5 ARIM事業における編集データの共用を開始する時期は、データを提供した利用者の了解の下に国立大学法人東北大学が定める。

(情報の取扱い)

- 第8条 利用者は、利用の結果得られた情報の管理、保管、消去等を自ら行う。
- 2 利用者が部局細則及び本約款に違反した場合若しくは違反していると大学が信じるに足る相当の理由 がある場合、秘密情報の目的外使用を行った場合、その他管理運営等に関する特段の必要があると大学 が認める場合は、利用者は、大学の求める情報を大学に開示しなければならない。
- 3 利用者又は大学が相手方の書面による同意を得て開示した秘密情報の受領者が受領者以外の第三者に対して秘密情報を開示し又は提供する場合、本約款において自己が負う秘密保持義務と同様の秘密保持を当該第三者に義務付けるとともに、利用者及び大学の書面による同意を要す。
- 4 裁判所又は行政機関から法令に基づく開示を命じられた場合は、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して秘密情報を開示することができる。
 - 開示する内容をあらかじめ開示者に通知すること。
 - 二 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
 - 三 開示に際して、当該秘密情報が秘密である旨を書面により明らかにすること。
- 5 大学と利用者は互いに、秘密情報に瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責任を含む一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとします。

(知的財産権の取扱い)

- 第8条 利用により新たに得られた知的財産権は、利用者に帰属する。
- 2 秘密情報を利用して知的財産権を創製することは秘密情報の開示又は提供には当たらない。

(事故補償の免責等)

- 第14条 大学は、利用者の故意又は過失により発生した事故による負傷等に対する補償は行わない。
- 2 大学は、施設等の故障等により生じた利用者の損害及び利用の中止を命じた場合の利用者の損害を賠償する責任を負わない。
- 4 大学は、利用者が持ち込んだ試料等の滅失又は毀損に対しては、大学の故意又は重大な過失に基づく場合を除き、賠償の責任を負わない。
- 5 利用者は、ARIM共用設備等の利用によって第三者との間で紛争が生じた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、大学は当該紛争に関して一切責任を負わない。
- 6 利用者の故意又は部局細則及び本約款に反する行為によって、ARIM共用設備等の破損など、大学に損害を与えた場合には、利用者及びその所属機関が連帯して弁償を命ずる。

(約款の変更等)

- 第17条 大学が必要と判断する場合、利用者へ事前に通知することなく、登録設備の利用の提供の内容の一部又は全部を変更、停止、中止又は終了させることができる。
- 2 大学が前項の規定により本約款又はARIM共用設備等の利用内容を変更、停止若しくは中止または終了させた場合にも、登録者に対しては一切責任を負わない。

(準拠法、裁判管轄)

- 第18条 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、特段の定めのない限り日本国法に準拠する。
- 2 本約款、ARIM共用設備等の利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄 裁判所とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、個人である利用者の住所地が日本国外にあるとき又は法人である利用者の本店所在地が日本国外にあるときは、利用者及び大学の本約款又はARIM共用設備等の利用に関する紛争は、一般社団法人日本商事仲裁協会において、当該機関の仲裁規則に基づく仲裁によってのみ解決されるものとします。その仲裁判断は終局的なものであり、利用者と大学双方に対して拘束力を持つものとします。仲裁に要する費用(代理人・弁護士費用を含む)は仲裁判断に特段の定めのない限り、敗訴側が負担するものとします。

附則

この約款は、令和4年4月1日から適用する。